

労働安全衛生法

第 14 条(作業主任者)

事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、構成労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

ポイント！

	内容	根拠
作業主任者の選任	事業者は労働災害防止上、管理が必要な作業については、資格を有する者のうちから作業主任者を選任し、労働者の指揮その他必要事項を行わせなければならない。	法第 14 条
職務の分担	同一作業を同一場所で行う場合に作業主任者を 2 人以上選任した時は、それぞれの作業主任者の職務の分担を定めなければならない。	則第 17 条
氏名等の周知	作業主任者を選任した時は、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。	則第 18 条
作業主任者を選任すべき作業		
(1)高圧室内作業主任者	高圧室内作業	免許
(2)ガス溶接作業主任者	アセチレン溶接装置、ガス集合溶接装置での金属溶接、溶断の作業	免許
(3)林業架線作業主任者	一定の機会集材装置、運材索道の組立、解体、変更、修理の作業、又は集材、運搬の作業	免許
(4)ホイール-取扱作業主任者	ホイール-取扱作業	免許
(5)ックス線作業主任者	放射線業務に係る作業	免許
(5)-2 ガンマ線透過写真撮影作業主任者	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の作業	免許
(6)木材加工用機械作業主任者	木材加工用機械を 5 台以上有する事業場での当該機械作業	技能講習
(7)プレス機械作業主任者	動力駆動プレスを 5 台以上有する事業場での当該機械作業	技能講習
(8)乾燥設備作業主任者	一定要件の乾燥設備による物の加熱乾燥の作業	技能講習
(8)-2 コンクリート破砕器作業主任者	コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業	技能講習
(9)(10)地山の掘削土止め支保工作業主任者	掘削面の高さが 2m 以上となる地山の掘削の作業及び、土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け、取外し作業	技能講習
(10)-2 ずい道等の掘削等作業主任者	ずい道等の掘削作業又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工の組立て、ロックボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業	技能講習
(10)-3 ずい道等の覆工作業主任者	ずい道等の覆工の作業	技能講習
(11)採石のための掘削作業主任者	掘削面の高さが 2m 以上の岩石の採取のための掘削の作業	技能講習

(12)はい作業主任者	高さが2m以上のはい付け又ははい崩しの作業	技能講習
(13)船内荷役作業主任者	船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業	技能講習
(14)型わく支保工の組立て等作業主任者	型わく支保工の組立て又は解体の作業	技能講習
(15)足場の組立て等作業主任者	つり足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業	技能講習
(15)-2 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	建築物の骨組み、又は塔で金属製の部材により構成されるもの(高さ5m以上に限る)の組立て、解体又は変更の作業	技能講習
(15)-3 鋼橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造で、金属製の部材で構成されるもの(高さ5m以上又は橋梁の支間30m以上である部分に限る)の架設、解体又は変更の作業	技能講習
(15)-4 木造建築物の組立て等作業主任者	軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地取付けの作業	技能講習
(15)-5 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	コンクリート造の工作物(高さ5m以上に限る)の解体又は破壊の作業	技能講習
(16)コンクリート橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造で、コンクリート造(高さが5m以上又は橋梁の支間が30m以上に限る)の架設又は変更の作業	技能講習
(17)第一種圧力容器取扱作業主任者	化学設備に係る第一種圧力容器の取扱い作業	技能講習
(18)(20)特定化学物質及び四アルキル鉛作業主任者	特定化学物質を製造し又は取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業を除く)及び一定の四アルキル鉛業務に係る作業	技能講習
(19)鉛作業主任者	一定の鉛業務に係る作業	技能講習
(21)酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	酸素欠乏及び硫化水素危険場所における作業	技能講習
(22)有機溶剤作業主任者	屋内作業場等の場所で一定の有機溶剤を製造し又は取り扱う業務のうち一定のものに係る作業	技能講習
(23)石綿作業主任者	工場、建築物の解体・改修工事現場などで石綿を取り扱う作業	技能講習

作業主任者の職務は、安衛則やホイラー則などの特別則により、設備ごとあるいは作業ごとに個別に定められているが、主体業務を要約すると次のような職務が該当する。

当該作業に従事する労働者の指揮(作業方法の決定、周知、指揮)

取り扱う機械及び安全装置の点検

取り扱う機械及び安全装置に異常を認めた場合の必要装置

作業中の器具、工具、保護具等の使用状況の監視